

公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人福島県スポーツ協会福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は8,000円とする。

(処分)

第11条 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

(改定)

第13条 本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則 (令和4年4月1日)

1 本規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

附 則 (令和4年11月1日)

1 令和4年11月1日に第6条を改定。この改定は、令和4年11月1日から施行する。
2 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和6年3月31日までの1年5か月間とする。
3 令和4年4月1日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。